

<オフ・バランス取引の担保>

【関連条項】 第 10 条等

第 10 条-Q1 第 10 条第 3 項等の「信託業法第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者」には、信託業法上の清算機関のほかに、どのような先が含まれますか。(修正箇所は下線部)

(A)

我が国では、金融機関等を相手方として対象取引について債務引受に関する業務を行っていること、参加者が当該損失の全部を負担する旨を規則等において定めていること等の点に照らし、現時点では、内国為替制度の運営主体としての一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークのみが「清算機関・・・に類する者」に該当すると考えられます。

また、海外においては、当該国において自己資本規制上、清算機関としての扱いを認められている機関が、「清算機関・・・に類する者」といえると考えられます。